別表第二号第３　船舶局（特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。）及び船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。）の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（船舶局については、総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）	別表第二号第３　船舶局（特定船舶局を除く。）及び船舶地球局の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（船舶局については、総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）
宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「海岸地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替え、無線局の種別の欄、開設、継続開設又は変更を必要とする理由の欄、無線局の目的の欄及び通信事項の欄は、それぞれの注に準じて記載すること。	宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「海岸地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替え、無線局の種別の欄、開設、継続開設又は変更を必要とする理由の欄、無線局の目的の欄及び通信事項の欄は、それぞれの注に準じて記載すること。
［１～３　略］	［１～３　同左］
［注１～44　略］	［注１～44　同左］
別表第二号の二第５　海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。）、航空機地球局、携帯移動地球局及び地球局の工事設計書の様式（第４条、第12条関係）	別表第二号の二第５　海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局、航空機地球局、携帯移動地球局及び地球局の工事設計書の様式（第４条、第12条関係）
宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶及び航空機に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは、「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「航空機地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、航空機に開設するもの」と、「海岸地球局、航空地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの」と読み替え、無線局の種別の欄、申請（届出）を必要する理由の欄、無線局の目的の欄及び通信事項の欄は、それぞれの注に準じて記載すること。	宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶及び航空機に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは、「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「航空機地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、航空機に開設するもの」と、「海岸地球局、航空地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの」と読み替え、無線局の種別の欄、申請（届出）を必要する理由の欄、無線局の目的の欄及び通信事項の欄は、それぞれの注に準じて記載すること。
アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあり、及び「地球局等」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。	アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあり、及び「地球局等」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。
［１～７　略］	［１～７　同左］
［注１～43　略］	［注１～43　同左］
別表第二号の三第３　特定船舶局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。以下この別表において同じ。）、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第４条、第12条関係）	別表第二号の三第３　特定船舶局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第４条、第12条関係）
［様式略］	［様式同左］
［注１～18　略］	［注１～18　同左］
19　18の欄（特定船舶局及び船舶地球局に限る。）は、該当する□にレ印を付けること。この場合、「その他」に該当するときは、具体的に（　　）に記載すること。	19　18の欄（特定船舶局に限る。）は、該当する□にレ印を付けること。この場合、「その他」に該当するときは、具体的に（　　）に記載すること。
［20～43　略］	［20～43　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。